

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第2回川西市上下水道事業経営審議会	
事務局 (担当課)		上下水道局 経営企画課	
開催日時		令和4年6月30日(木)午後6時00分～午後7時30分	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員	井上 定子、尾崎 平、木本 圭一、藤井 秀樹、宮本 幸平、 岩田 秀雄、清水 康丸、下西 四郎、松山 幸一郎	
	事務局	川西市上下水道事業管理者、上下水道局長、上下水道局副局長、 下水道技術監兼下水道技術課長、水道技術課長、給排水設備課長、 浄水課長、経営企画課長、経営企画人事・契約担当課長、経営 企画課主任、経営企画課主事	
傍聴の可否予定		可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1) 第1～4回部会報告について (2) 令和5～14年度財政収支試算(案)について 3. 閉会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

審 議 経 過

1．開会＜事務局進行＞

開催に先立ち、Web会議システムでの参加及び通信の確認を行います。会議開始前に事務局が「映像及び音声により委員本人であること」、「委員相互間での映像及び音声の即時の相送受信が適正に行われていること」の2点について、確認をとっております。

2．議事

【1．第1～4回部会報告について】

【2．令和5～14年度財政収支試算（案）の策定】

<会長>

それでは、議事に入る前に、審議会については、午後8時を目途に終了したいと思いますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

議事の進め方ですが、委員の皆様にご集まっていただき審議会は本日と9月開催予定の2回となっており、最後の経営審議会では、越田市長から諮問を受けた「水道事業の将来のあるべき姿について」に対して、答申したいと思っております。

そこで、本日の経営審議会では、委員の皆様方から頂戴した様々な意見を、今後、1回開く予定の部会の中で整理をし、「答申書（案）」を作成するという形にしようかと考えておりますので、忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。

本日は、前回の経営審議会の後、4回の部会を開催し、令和5～14年度財政収支試算（案）について審議を行いましたので、まず、4回開催した部会の審議報告を部会長から行っていただき、その報告を受けて、内容について皆様方で審議を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、さきほど事務局から説明のありました通り、議事（1）について、部会長より報告をしていただき、その後続けて、議事（2）について事務局より説明をしていただきます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

<部会長>

それでは議事（1）第1～4回部会報告をいたします。

それでは、資料1に従いまして、部会の審議内容をご報告させていただきます。

今回の部会では、第1回審議会事務局から説明のあった財政収支試算により、令和8年度に収益的収支が赤字になる経営状況から、今後の収益的収支を確認するうえで、

給水収益が特に重要であることから、主に今後の水道料金のあり方について審議いたしました。

まず、各部会で審議した内容の概要についてご説明いたします。

第1回部会では、財政収支試算を作成するにあたっての前提条件の見直しと、アセットマネジメント計画に基づく建設改良計画の見直し、及びそれらを反映させた令和14年度までの財政収支試算について検証いたしました。

次に、第2回部会では、水道料金制度について、川西市の現状を確認したうえで、水道料金体系のあり方について検証いたしました。

次に、第3回と第4回の部会では、第1回・第2回部会を踏まえた資料を基に、目標指標(案)の設定、及び令和5年度から令和14年度財政収支試算(案)の策定について審議いたしました。

これ以降、資料1-1から1-8を用いて、部会での報告とさせていただきます。

それでは、資料1-1をご覧ください。

財務シミュレーションの前提条件の見直しです。今後の財政収支試算を算出するために基本となる重要な項目であることから、条件の内容について部会で審議いたしました。

色付けしております重要な部分、給水収益や人件費、委託料、受水費、動力費などについて、部会で特に内容を確認いたしました。

その中で、特に重視した部分についてご説明いたします。

まず、収益的収入の1番目、給水収益については、水道料金に関する重要事項であることから、条件をより詳細に確認いたしました。

具体的には、給水人口について市の総合戦略における人口推計を採用、1人1日平均給水量については、新水道ビジョン策定時の見込み数値が272リットルで、令和元年度の実績値が270リットル、また、令和2年度の実績値が278リットルと大幅に増となっており、これはコロナによる在宅時間の増に伴う使用水量の増が考えられますが、今後もこの傾向が続くとは考え難いことから、3か年の平均値である273リットルで計算としているなど、各条件を確認し、この条件に伴う給水収益の今後の推移の整合性を確認いたしました。

続いて、収益的支出の1番目、人件費については、昇給動向の推移と、新水道ビジョン策定時に見込んでいた委託化による定数の削減が反映されていることを確認し、それに伴う人件費の今後の推移とその費用の整合性を確認いたしました。

同じく収益的支出の下から4番目、動力費については、近年の世界情勢から、原油高騰の推移について、事務局ではある程度見込んでいることを確認いたしました。

また、資本的収入と資本的支出で、企業債の取り扱い、建設改良費、有価証券についても重要項目でございます。詳しい内容については、財政収支試算の時に説明いたします。

次に、資料 1-2 をご覧ください。

給水収益は、今後の収益的収支を確認するうえで特に重要であり、財政収支試算において、赤字が発生する年度が、新水道ビジョン策定時における令和 5 年度から、直近の状況を反映した第 1 回審議会で配った資料では令和 8 年度になっており、現ビジョンより経営状態は好転していることを踏まえて、シミュレーションを算出する際の条件について詳細に部会で審議いたしました。

資料 1-2 では、給水人口、給水世帯、給水収益の推移、給水収益における基本料金と水量料金の割合を確認し、収益が減少傾向にあることを確認いたしました。

特に、基本料金と水量料金の割合については、現状の川西市の基本料金の割合は 2 割程度であり、新水道ビジョン策定時においても、基本料金の割合が 3 割程度ある方が現状より適切な料金体系であると認識していることから、水道料金体系について見直しが必要であると意見いたしました。

次に、資料 1-3 をご覧ください。

水道料金制度について、近隣市町の水道料金体系との比較を行いました。なお、川西市は住宅都市であるため、全使用者の約 9 割を占める基本料金の口径 20mm の内容を特に重視いたしました。

1 番上の表で、川西市の基本料金は、口径 20mm において他市町と比較して若干低い料金設定である一方、口径 40mm から 100mm においては他市町と比較して高い料金設定であることを確認いたしました。

続いて 2 番目の表で、水量料金についても、他市町と比較して川西市の料金設定が高いことを確認いたしました。また、他市町との経営上等の比較についても参考資料 1 で確認いたしました。

また、1 番下の表で、口径 20mm かつ 2 ヶ月あたり 20 m³使用した場合の水道料金を他市と比較し、近隣市町と比べて川西市の水道料金が低い料金設定である状態を確認いたしました。

以上のことより、口径 20mm において、基本料金が低く水量料金が高い現状から、固定費と変動費のより適正な割合から乖離しており、より適正な体系に改めることについて意見いたしました。

次に、資料 1-4 をご覧ください。

これまでの確認内容から、財政収支試算の状況については、令和 8 年度に収益的収支が赤字になる経営状況から、将来を見据えた対策が必要であると考えられました。

そこで、水道事業の主な収入源となる水道料金を変更する案として、事務局から 5 つのパターンが提示され、それぞれの変更内容と影響額、メリットとデメリットを確認いたしました。

その中で部会としましては、基本料金の変更の対象を小口径である 13mm から 25mm に絞っていることと、固定費と変動費の割合との乖離を是正できていることから、事務局としても評価が高いパターン に注目いたしました。ただしデメリットとして、単身世帯等、使用量の低い一部の層の負担が増加してしまうことも併せて確認しております。

以上のことより、部会の意見としては、現時点で水道料金の改定を行う必要はないが、水道料金体系の見直しは行う必要があり、その選択肢としてパターン がより適切であると意見いたしました。

次に、資料 1-5 をご覧ください。

資料 1-5 から 1-7 は、財政収支試算です。

審議会で考えていかないといけないこととしては、施設の維持管理や老朽化した施設の更新、災害への対策など、水道事業を持続していくにあたり必要なことは実施しなければなりません。費用がかかります。実施にあたり、費用がどれだけ必要となるか見積もって、足りない部分があれば何かで補わなければなりません。そういったことを考えるため、作成するのが財政収支試算です。

財務シミュレーションにおいて、料金体系を変更せず、シミュレーション通りの場合と、先ほどのパターン の内容で変更した場合の数値をそれぞれ確認し、財政収支試算を作成するにあたり、どちらのパターンがより適切かを審議いたしました。

まず上の表、損益計算書では、特に色付け部分の差引損益で赤字になる部分について確認し、どちらのパターンにおいても赤字が発生する年度が令和 8 年度から令和 10 年度になっており、先に伸びてはおりますが、収益は減少していくため、赤字発生に対する対策が必要であることを意見いたしました。

続いて下の表、資本的収支総括表については、パターンによる影響はありませんが、資本的支出における建設改良費の詳細について、参考資料 2 で整合性を確認いたしました。

次に、資料 1-6 をご覧ください。

貸借対照表では、新水道ビジョンにおいて資金が減少傾向にあり、前提条件改善後のシミュレーションでは令和 16 年度に資金の枯渇も見込まれることから、特に色付け部分の現金預金の今後の推移について確認いたしました。

どちらのパターンにおいても資金残高が減少し続けており、令和 14 年度時点の残高が、前提条件改善後では約 7 億円、パターン 反映後では約 11 億円と、どちらも現時点から大幅に減少していくため、対策が必要であることを強く意見いたしました。

次に、資料 1-7 をご覧ください。

上の表、キャッシュ・フロー計算書では、資金残高がマイナスになる年度について確認いたしました。前提条件改善後では令和 16 年度に、パターン 反映後では令和 17 年度に資金が枯渇する状況のため、先ほどの貸借対照表での資金の減少と同様に、対策が必要であると意見いたしました。

これまでの審議内容から、まず水道料金について、数年後にまた財政収支試算の見直しの機会があることから、現時点で即座に水道料金の改定をする必要はないが、基本料金と水道料金における、固定費と変動費の割合との乖離を是正するため、料金体系の見直しを実施すべきであると強く意見いたしました。

それに伴い、事務局としては、料金体系の見直しであっても一部の方への負担が増になってしまうことから、次回以降の財政収支試算の見直しにおいて、水道料金の改定を行うタイミングで同時に実施するとの考えを示されました。

以上の意見を受けて事務局が財政収支試算（案）に反映した内容が、資料 1-7 の下表の上、水道料金における部会での検討内容の項目となっております。

料金体系については、基本料金と水量料金の割合の是正のため、料金体系の見直しは必要であるが、一部の利用者にとって水道料金の改定に繋がる要因となってしまうことから、水道料金の改定を行うタイミングで同時に実施すること、水道料金の改定については、令和 10 年度に差引損益で赤字が発生する状況になると見込まれるため、次回の受水費の単価が令和 6 年度に見直されることに伴い、令和 9 年度を目処に行う次の見直しにおいて、将来発生する赤字や資金の枯渇を踏まえて判断することが示されております。

ここにつきまして、今一度申しあげたいことがあります。

実は、部会は本来であれば、第 3 回までの予定でしたが、1 回引き延ばして 4 回実施しており、内容としては、基本料金と水量料金の割合の是正について議論いたしました。

部会の意見としては、料金体系の見直しという点については、早急にすべきであるということを強く思っています。前段でお伝えしたとおりに、一部の利用者にとって、水道料金が全体として上がってしまうという形でご負担いただかなければならないという

問題点があって、事務局の考えが示されていると認識をしております。しかしながら、部会としては、できる限り早い段階で、まず料金体系の見直しをしていただきたいと強く思っていることは、付け加えさせていただきたいと思います。

続いて、企業債については、事務局より資金減少への対策の一環として、企業債の更なる活用について提案がありました。企業債の活用について、部会としては一定の理解はできるものの、企業債が増額となることにより、将来の市民の方々への負担移転となることが懸念されると意見いたしました。

また、有価証券の購入については、有価証券の利率が企業債の利率よりも低い現状から、企業債を活用するのであれば有価証券の購入は見直すべきと意見いたしました。

以上の意見を受けて事務局が財政収支試算（案）に反映した内容が資料 1-7 の下表の下、企業債及び有価証券における部会での検討内容の項目となっております。

企業債については、今後の資金残高を確認しながら、基幹施設の更新や基幹管路耐震化工事の実施に応じて増額を検討していくこと、有価証券の購入については、企業債を増額する際に、企業債との関係を踏まえながら、今後の購入の有無について判断することが示されております。

財政収支試算の内容については、今回の審議会で事務局が説明する資料 2 として提出し、市民委員に確認していただくことといたしました。

次に、資料 1-8 をご覧ください。

新水道ビジョンにおいて、目標値を定めております。それらについて、前提条件改善後の目標指標の今後の見込み数値を確認いたしました。

5つの大項目のうち4つ、「基幹管路耐震化延長及び耐震率」から「有収率」については令和 10 年度時点で目標を達成する見込みであることを確認いたしました。

その中で 1 番下、料金回収率については目標値を 100 としていますが、財政収支試算上では令和 10 年度時点で目標を達成できない見込みとなっているため、委員から、達成できないことを目標とするのはどうかという意見もありましたが、事務局からは、料金回収率のあるべき姿として目標は 100 とし、達成するための経営努力を行っていき、今後の料金体系の見直しや水道料金の改定も視野に入れ、努力目標とし、改善に努めていくことで設定を出されました。

以上の資料 1-1 から 1-8 で審議し、意見した内容に基づき、事務局で作成した財政収支試算が次の資料 2 となります。

それでは資料 2 について、事務局から説明をお願いいたします。

<会長>

部会長より部会報告が終わりました。続きまして事務局より議事（２）「令和５～１４年度財政収支試算（案）について」の説明をよろしくをお願いします。

<事務局>

それでは、議事（２）令和５～１４年度財政収支試算（案）について説明させていただきます。

資料２は、今回の審議会の目的でございます財政収支試算（案）の策定のための資料でございます。新水道ビジョンの経営戦略にあたる部分となる７１ページから７６ページの内容改定を行うための検討資料でございます。

この資料を今回の第２回審議会でご意見をいただき、その意見を反映した内容を、第５回部会において再度ご意見を伺い、財政収支試算（案）を策定するといったスケジュールで今後進めていきたいと考えております。

それでは、資料２の説明にうつります。資料２-１から２-９の９枚の構成の新旧対照表となっており、左側が現在の新水道ビジョンの内容に、右側が先ほどの部会長からのご報告を反映した内容となっており、色塗り部分が変更箇所となっております。

それでは、資料番号順に説明させていただきます。

まず、資料２-１をご覧ください。

「１ 投資に関する取組み」については、アセットマネジメントの更新需要を取り入れた内容となっております。今回見直した建設改良計画に基づき、内容の訂正や補足等を行い、更新後のグラフを掲載しています。上段のグラフは同じ内容としており、下段のグラフは見直しを反映させた後のグラフに修正しております。

次に、資料２-２をご覧ください。

「２ 経営に関する取組み」について、色塗り部分が修正箇所となっており、部会で特に審議した、水道料金体系のあり方、水道料金改定の考え方、企業債の活用、有価証券の取り扱いについて、現在の状況を踏まえながら、今後の取組みの具体的な内容としております。

まず、料金体系については、見直しを行う必要があることとその課題を、水道料金の改定については、即座に料金改定をする状況ではないが、今後も検討していく必要があるということと、水道料金を改定すべき時に体系変更と料金改定を同時に行うということとしております。

また、企業債については、資金残高を確認しながら、工事の実施に応じて増額を検討していくことを、有価証券については、企業債との関係を踏まえながら、今後の購入について判断していくとしております。

次に、資料 2 - 3 をご覧ください。

「 3 財政収支試算」の「(1)前提条件」について、部会で報告した内容に基づき策定しております。なお、各項目の記載している内容については、今回の審議で重要になる項目のみを抜粋して記載しております。抜粋した内容は、現新水道ビジョンに掲載している内容に「浄水処理委託費、受水費」と「投資有価証券償還金」および「投資有価証券購入費」を追加しております。

次に、資料 2 - 4 の「(2)試算結果」は、財政収支試算の説明文となっており、令和 10 年度の見直し後の数値や令和 14 年度までの数値の記載と補足説明、単年度赤字の発生時期などの修正を補足して追記しております。

なお、現在の表記内容は、水道料金の料金改定や体系変更を行っていない見直し後の内容で記載しております。

次に、資料 2 - 5 をご覧ください。

資料 2 - 5 から 2 - 7 は、収益的収支、資本的収支および資金の推移の表と、それらに關係するグラフで、新は旧の内容を残しつつ、見直し後の表を追加で掲載しており、内容については、現時点では見直し後の財政収支試算を掲載しております。

なお、令和 3 年度については予算数値となっておりますが、今後、令和 3 年度決算数値に改める予定です。また、令和 4 年度予算数値についても同様に改めます。

次に、資料 2 - 8 をご覧ください。

資料 2 - 8 と 2 - 9 は目標指標で、資料 1-8 で掲載した令和 14 年度の実績又は計画値を目標値として追加で掲載し、今後の取り組みについて文章を追記しております。

また、(1)料金回収率につきましては、財政収支試算の数値上の見込みは 100%にはなりません。100%となるよう今後も経営努力を図るとともに、令和 9 年度を目処に検討する料金体系の変更及び水道料金改定も視野に入れながら、計画的かつ効率的に事業を推進していくことを追記しています。

以上で、資料の説明を終わります。忌憚のないご意見をよろしく願います。

< 会長 >

ただいまの、議事(1)及び議事(2)に対して、ご意見等ございませんでしょうか。

なお、ご発言の際には、お名前をおっしゃっていただくようよろしくお願いいたします。

どなたか、ございますでしょうか。

< 委員 >

よろしいでしょうか。

<会長>

どうぞ。

<委員>

非常に膨大な資料で、我々素人が理解するのが非常に困難なんですが、資料の1 - 7の真ん中にある水道料金における部会での検討内容のところですよ。

ある程度ここで、現時点での検討の状況を、結論づけられているのかなというふうに、判断はしておりますが、このところ、この料金体系と水道料金の改定の項目についてわかりやすく、もう1回ご説明いただきますでしょうか。

<会長>

部会長お願いできますか。

<部会長>

はい。

それでは、まず、水道料金の改定と料金体系というところの見直しからお話をいたしますと、我々は料金体系の見直しが必要であると考えています。

この料金体系というのは、基本的には、使っている水の量と、蛇口をひねって使えるというその固定費、例えば、配管など、蛇口をひねったら水を使用できるというその施設使用料の割合を意味します。実際のところ、大体8割方が固定費で、2割方が実際に使っている水の量（変動費）という割合になります。

ですが、川西市の状況はそれがほぼ反転をしております、いわゆる固定費が2割ぐらいで、実際に使った水道の量（変動費）に応じての料金の方で8割ぐらいという割合負担になっています。

そうすると、ほとんど水を使っていないようなご家庭が、結局のところ、少ない使用料で、固定費部分（水道施設など）も使っているということになる。

やはりそこは是正をするべきではないかと。少なくとも、実際にかかっている、20%と80%の割合が逆転しているのであれば、まずは、半分半分ぐらいでもいいので少しでも是正すべきではないかと考えています。

その上で、実際に水道料金ですので、固定費も上げるであるとか、水道の実際に使う金額での変動費、いわゆる水量に応じた金額を上げるであるという（水道料金の改定）議論をすべきではないかというところですよ。

今回、水道料金をトータルで上げるというお話（水道料金の改定）をするというのは、少し難しいであろうということで、まずは、料金体系の見直し、固定費と変動費の割合

を、本来ある形に少しでも寄せて変えるべきではないかというところの提案でございます。

< 委員 >

わかりました。

< 事務局 >

すいません。事務局のほうから補足させていただきます。

資料 1 - 2 を見ていただければと思います。

真ん中の段に、給水収益という項目がありまして、ここに内書きで、基本料金と、基本料金の割合を掲載しております。

これが割合というものになりまして、できるだけ 3 割ぐらいに近づければというのが、料金体系の見直しが一番わかりやすい内容になるかと思っております。以上でございます。

< 委員 >

もう一件よろしいですか。

< 会長 >

どうぞ。

< 委員 >

今のご説明である程度、理解出来ました。

それを踏まえて、ここに表現されているのは、即座に料金改定すべき状況ではないというご判断をされているわけですね。

令和 6 年の見直しに伴い、令和 9 年度を目途に、水道料金の改定等を検討したらどうかというようなお話ですが、このところをもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

< 会長 >

部会長大丈夫ですか。

< 部会長 >

こちらにつきましては、今すぐではないというところですが、キャッシュフローの流れで見いただきますと、今、財務シミュレーションの前提条件を改善した後であった場合にいたしましても、令和 16 年度には資金残高がまずマイナスになることや、損益計算書をご覧いただきますと、この前提条件を改善した後であったとしても、この令和 10 年度からいわゆる赤字が出ているというような状況だということになります。

今回、少し好転している材料が見つかったということで、前のシミュレーションよりは悪化する年度が少し延びているため、水道料金の改定等の検討は、少しは先延ばしにしてもいいのではないかとこのところかと思えます。

ですので、令和9年度を目途にということは、先ほど確認をいただきました損益計算書のいわゆる赤字が出る年度が令和10年度という点に因るものかと思えます。

<会長>

よろしいでしょうか。

<委員>

最後に、今のご説明で大体わかりましたが、状況は好転しているというご判断をされているのですが、その根拠はどういうことでしょうか。

もう少し、そのところだけわかりやすく説明してください。

<部会長>

好転をしていると考えられる根拠については、事務局のほうから説明をしていただいたほうが、明確になるかと思えます。事務局にお願いしてもよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。

では、事務局のほうからご説明いたします。

経営状況で損益計算書を見ると、赤字が発生する年度というのを重視しております。

冒頭でも説明があったとおり、もともとの計画では、令和5年度に赤字という状況の中で、実際に計画をする上で、予算を立て、決算を迎える形で、経営のほうを進めていきました。

今、令和2年度決算までを反映していますが、その結果によるプラス、県の受水費であるだとかの前提条件を見直した結果で、もう一度、財政収支試算をした結果、令和10年度まで赤字が伸びていますよというような結果が出ております。

この赤字が発生する年度というのは、我々は公営企業という形になりますので、どうしても利益を追求するという点もないといけません。

その上で水道料金をどうするかと考えると、その赤字が先に延びたということで、経営のほうは、現状よりは好転しているというような形で説明させていただきます。以上でございます。

<委員>

はい、ありがとうございました。

<会長>

今、質問いただいたところが、実はこの審議会で一番重要な点でして、料金体系の見直しと水道料金の改定というのは、別にお考えいただく必要があると思います。

おそらく川西市が、基本料金が他市と比べて少し低くて、水量に応じた料金が高めというのは、人口増加を前提にしていた名残だと思えます。

ただ、今は、そうではないと。右肩上がりに人口が伸びていく形ではないということは、それが当てにしないといけない。固定費、変動というお話が出ましたけど、これを考えるときに、大原則を持っておいていただく必要があるのかなと思えます。

水道というのは公共的な事業ではありますが、受益者負担というのが大原則なので、お金を払うのは、受益している人が払うと。公の税金が投入されるのとは少し違うわけです。

今事務局からも、企業体としてという話がありましたけど、そういうふうには持っていないといけないということです。

その受益者ですが、多分ご利用の方は、水道をひねった水の量だと、お考えになる方が多いと思えますけれども、この審議会で、少なくともご議論いただく際には、ひねって水が出るということのための設備全てが、費用であるということでお考えいただく必要があると思います。

それを賄うのに、これまでは、水量に応じた料金のほうで、どちらかという川西市の場合は、その収益で賄っていたと。

料金体系の見直しというのは、総収入が一定であっても料金体系の見直しというのは行い得るということです。

すごくわかりにくい表現になっているのは、もしそれをした場合、利用者は、それほど赤字になっていないのに、料金が上がるということに結果的になってしまいます。

赤字になる前にそれをやってしまうと、恐らくは、逼迫してないのに、自分らの料金が上がったと思われる。

それがこの資料1 - 7の、一部の利用者にとって水道料金の改定に繋がる要因となってしまうことから、水道料金の改定を行うタイミングで同時に実施する、の意味だと思います。

ただ部会は、やっぱり理屈をきちっと立てるとというのが、役割だと思いますので、この一部の利用者っていうのはおそらく、経済的に非常に、言い方はオブラートに包んでいうと、しんどい方ということになると思います。水道をあまり使われない方の、多くの方です。そこの料金が上がるということが、この水道料金改定と合わせてここに書いてあるのですが、これも教科書通りの理屈から言うと、そういう経済的に負担

がある方への支援は、水道料金をどうこうするという事で賄うべきではないというのが、理屈上のことではあります。

言わば、そういうところは自治体のほうで支援すべきみたいな考えです。

そこまで今回謳っていません。

審議会の委員の方々には料金体系の見直しということと、水道料金の改定ということを切り分けて、かつ、今回、財政というか損益が赤字になってくるのはもう少し先なので、そのときに、料金体系の見直しもあわせて行うという形について、良いのかどうかです。

やはり料金改定はやっぱり料金改定できちつとしないといけないというご意見もあるうかと思しますので、そのところを、ぜひ委員の方には、ご意見を賜りたいところです。

少なくとも、料金体系の見直しは必要であるというのは、審議会では、織り込みたいというふうに思っています。それはもう必要なことなので、この次の料金改定にまで延ばすということになったとしても、この次は、固定費をできるだけ基本料金で賄っていくという、変更はしないといけないだろうというふうに思ってます。

それが今、体系を変えるのか、次の、少し財政的にしんどくなってくる時にするのかというのが、多分、今回の審議会の、特に市民委員の方々の実感に基づいて、ご議論いただくところだと思っています。少し長くなりましたけれど、非常に重要なところのご質問だったので、あわせて、ご説明しました。

いかがでしょうか。

<委員>

よろしいですか。

<会長>

どうぞ。

<委員>

部会での今回の検討内容については、私としては賛成、どちらかというとな賛成のほうです。

将来にマイナスになるというのを、できる限り早いうちに、手当をするということのほうが、いいのではないかと思います。

それとですね、同時に行うというのは、何か1度にすると、この水道の料金について、何か多くの市民からの非難が、少しでも多くなるというのを避けるためというような気がするわけです。

だけど、やっぱりそこは、一部の利用者にとっては非常に大事なところですけども、それは別の、会長がおっしゃいました、一部の利用者にとってというところはその自治体の川西市自体が、給付金のような意味合い、名目はわかりませんが、そういう別の支援でもって、行うというのが、全体にとっては一番いいような気がします。

はい、いかがでしょうか。

<会長>

貴重なご意見ありがとうございます。

部会委員のほうからも、何かありませんか。今市民委員から、結構ご意見出ましたので、部会委員のほうからも、ご意見ありましたら。

<委員>

議論はほとんど尽くされていると思います。

市民委員の皆さんには、微妙なところも含めて、ご理解いただいている、我々としては大変ありがたいなと、思っているところです。

もう少し付け足すとすれば、本日ご審議いただいた問題の焦点は、少子高齢化に対応した、水道料金の在り方ということだと思います。

先ほど会長が、一部の利用者というのは、経済的にしんどい方とおっしゃられていました。

それもあると思いますが、もう一つ問題がありまして、空家です。川西市内にどれくらいの空家があるかはわかりませんが、空家を持っておられる方というのは、私の経験上ですが、仮に、ガスとか電気を止めても、水道は閉めないです。

その理由は、お掃除の際に水がいる。あるいは空家の様子を見に行った際にトイレを使うとかということで、上下水道はまさに本当にライフラインの基本の基本なわけです。

私が以前に審議会で経験したK市の例になりますが、従量料金を見ていると、とてもそこで生活していると思えないような世帯が結構あります。

先ほど会長がおっしゃったように、水道料金で賄う必要があるのは、蛇口をひねって出てくる水の費用だけではありません。それに加えて24時間365日水が出るという体制を維持するコストがかかっているわけです。

そのコストは市によって違うと思いますが、少なく見積もっても8割、もしくは9割近くあると思います。

その9対1あるいは8対2という、コストの発生状況があるわけですけども、想定と通りに市民の皆さまに水を使っただけならば、コストを基本料金と従量料金にどうい

う風に割り振ろうと全体使用料には影響しないので問題がないわけです。特に人口が右肩上がりに増えていけばさらに問題ないわけです。

ただし、そうであった時代から40年たっているわけで、そうすると、少子高齢化の影響で、想定と違う水利用の実態になっているわけです。

今は、そういう時代の変化に合わせていく時期がきていて、いよいよもう上下水道局では資金の枯渇さえ見えているわけですから、考え方を改めていく最後のコーナーに差し掛かっているのではないかというのが、私の状況認識です。

ですから、ぜひそれを市民委員の皆さまにも、共有していただきたいなと思っています。

そうすると、一部の方々、特に経済的にしんどいの方々についての配慮は、どうするか。これは社会福祉的な意味合いがある施策になるわけで、それは水道事業の中で対応する問題ではなくて、一般会計というか、市の政策として対話すべき課題であるわけです。

そう申しますのは、水道事業には、独立採算制という前提があるからです。

独立採算制自体が良いかどうかは非常に大きな話なので、そこは前提とさせていただきます。

そうすると、上下水道事業の中で、採算をとっていくということを考える必要があります。今の流行りの言葉で申しますと、財政的にも持続可能な上下水道事業を考えていく必要があります。全体の枠組みが40年前に作られた現行の料金制度は、水需要を抑えようとする料金です。何故かという、当時は人口が増え、水需要が増えていった時代です。そうすると、管路やダム等を増設しないといけないわけで、すごいお金がかかります。

だからその時代では、水需要を抑える必要があった、そういう思想がもとになってできた料金体系であったわけです。

それが今では、どちらかといえばもっと水を使ってくださいという話になっています。そういう意味で、時代が大きく変わっているわけです。

ですので、そのような考えも取り入れつつ持続可能な上下水道事業の在り方を考える、そういう時期が来ているということです。したがって、社会福祉的な施策をどうするかという、それは独立採算制という枠組みの外でしていくべきという整理をしたわけです。

<会長>

どうも整理ありがとうございました。

さらに整理していただいたところで、市民委員の皆さまいかがでしょうか。

今回は我々、かなり議論尽くしてこの場に、有識者臨んでおります。ぜひ、今の料金体系の見直しと、水道料金の改定。それからその時期、損益が悪化する時期あるいはそれ以前といった論点があって、それについてご意見賜ればと思います。

< 委員 >

よろしいですか。

< 会長 >

お願いします。

< 委員 >

海外へたくさんの方が、行っておられます。

そうすると、私も、海外へ行ったところ、アメリカでは水道水飲めないです。

実際のところ、ガイドさんから水道の水は飲むな、ペットボトルを買って飲めというふうな、水道の品質というのが日本が一番いいわけですし、そういうことの意味合いも、要するにペットボトルということは高いわけですね。

そうすると、これはどちらかと言えば、水道も経営という形だけにとらわれず、今日は市長がおられませんが、政治的な問題というのが、やっぱり大きいと思います。

今、会長がおっしゃいましたけど。

政治的な意味合いも強いということもありますので、先ほど申し上げまして繰り返しますが、一部の世帯の方に関しては、別の補填の仕方というものを考えた上で、その水道料金の改定のアピール、これについて、例えば今申し上げました海外の料金であるとか、現在、近くにございます大規模量販店で販売していますペットボトルの値段ですね。この市の水道料金と比べたら、かなり高額になっているわけです。

それをですね、私が月2、3回行った際に大量に買い込んでいる方がいらっしゃる。何に使うのかと思ったら、普通の水道では、フィルターを通さないと飲めないという方もいらっしゃって、結構、飲用に使われています。

ということで、事業用ではなく、市民の方が飲むために大量に買われることが多いみたいです。

そういう面の政治的なアピールです。

それを踏まえて、基本料金が、T市に比べれば、3割安いですがね。資料1 - 3にありますけど。これを見ましても、先ほど申し上げました一部の方の別の補填を考えると同時に、料金体系を変更されるというのは、将来に禍根を残さないと、将来に負担を残さないという意味では、この料金体系の見直しは是非とも早急にやる必要があると思います。

それからもう一つは、動力費というものも、コロナとか、或いはウクライナの情勢とか、そういうものもありまして、インフレの状況になってきているわけです。これは、すぐに収まるものではないと。私の聞いている限りでは、1年2年、下手したら3年ぐらいに伸びるだろうとみたいな話も聞いています。

そうするとですね、現在も、今年の8月には大手電力会社も値段上げると、物価も上がるというところになってきますと、早急に改定しないと赤字の膨らみがおそらくもっと増えるんじゃないかと思うわけです。

ですから、一部の方の補填は政治的に別に考えた上で、それもアピールに入れながら、体系を変更されるというのが、もっとも方法としてはいいのではないかと思います。

真剣に考えていただいている部会の先生方の意見は本当に順当なご意見だと私は思いました。以上です。

<会長>

はい、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

<委員>

よろしいでしょうか。

<会長>

はい。どうぞ。

<委員>

川西市の水道の大きなウエートを占めるのはやはり、県水ですよね。県から購入していると。

先生方のほうで、今川西市が県といろいろ折衝している状況というのはいろいろと確認していただいていると思います。ずばり県との折衝について先生方のほうでは、もう少し強気に進んだほうがいいのではないかというお考えなのか、やはりこれはもう、お互いの状況を十分踏まえてよく検討しているというご判断なのか、その辺のところを率直にお聞かせいただけませんかでしょうか。

<会長>

部会長まず、意見ありましたらおっしゃっていただいて、後で私も意見を申し上げます。

<部会長>

はい、ありがとうございます。

もちろん折衝をして、下げてくださいようにしていただければと思います。私の聞いているところでは、県水のほう、まだ下がる見込みというように事務局のほうから返事をいただいたと記憶しておりますが、事務局その理解でよろしいですか。

<事務局>

はい、令和2年から4年間、今の料金になりまして、来年度の改定に向けて話をしております。その内容では、今の時点よりも下げる方向ということで、事務局のほうから交渉していく考えでございます。

<部会長>

ありがとうございます。

<委員>

よろしいですか。

事務局から、以前にお聞きしたのは、私も県水との割合のことについてお聞きしましたら、長年の習慣というか、その割合というものは、全体的な問題があるので、それを変更するというのは、出来ないというふうにおっしゃっていた気がします。

それが今お聞きしましたら、少しずつ下がっていくということ、聞きましたので、その辺に沿ったお考えは、いかがでしょうか。

<部会長>

すいません。ちょっとご質問をはき違えていたようで申し訳ありません。

今の県水についての回答は、料金のお話ということでのお返事だと思います。

県水の割合というものは一定量が決まってしまうと、変えられるものではないと、前回お返事があったと理解をしております。

県水の最適な割合については、やはり時代とともに検討する必要があるのだと思うのですが、部会では、この割合について議論をしていませんので、私のほうからお答えを今申し上げることが出来なくて、申し訳ありません。

ですので、(県水の)料金が下がっているということは確認しておりますが、県水の水量の割合という意味合いでは、部会では取上げておりませんので、私のほうから発言は差し控えたいと思います。

<会長>

もうすでに部会長から出ましたけど、やはり県水からどれだけの量を取るかというのは、契約上、県水を使っている他市との関係もあろうかと思えます。現状我々は、県水の料金が下がってきているという前提で、部会では議論をしたということでございます。

<委員>

それでは、よろしいですか。

割合はあまり変動しない。あまり変えれないというか、契約上と、今おっしゃいましたけど、そういうことになりますでしょうか。

ただその県水の料金については下がってきていると、こういうふうに理解をしましたがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

<会長>

他にはご質問、ご意見ございますでしょうか。

今回、料金体系の改定については十二分にご理解いただき、かつ必要性については、市民委員の方からもご意見いただいたところです。

ただ私自身意見していてどうかとは思いますが、いわゆる自治体として、経済的な困窮者への支援云々というのは、この審議会の範囲を大幅に超えておりまして、それを前提にというのは多分議論出来ないところだと思います。

セットでおっしゃっていただいた、もちろん市民の方だから、それをセットで考えるべきというご意見は承りますけれども、審議会結論としては、そのところはやはり触れないということで、進めていきたいと思えます。それはご理解いただきたいと思えます。

今回、料金体系の見直しそのものは、十二分にご理解いただいたということで、それをいつにするかというのは、現状のままのこの文言なのか、やはり早めにすべきなのか。

現状と早めに、この2種類になると思えますけれども、結局現状のままというのは、料金体系の見直しと一緒にないと、経済的に困窮されている方への云々とは別に、今回の審議会に、参加いただいている委員の方々というのは、もう十二分にこれをご理解いただいているわけですが、個人個人でお考えの場合は、1回基本料金が上がって、料金が上がって、早晩、また、損益が悪くなる時が来ます。よほど基本料金を上げない限り。その辺の二段階で上がるというのが本当のところ受入れられやすいのか、もう1個の問題は、基本料金を上げたときに、それが著しく好転して、損益が悪くなる時期がかなり先になるほどに基本料金を恐らくは上げられないだろうということがあります。

だから今回いただいた意見を踏まえ、今原案でお出ししてるこれについて、どう最終的にするかもう一度、部会のほうに持ち帰らせていただいて、特に時期について、どう明記するかは、部会の意見をもう一度お待ちいただくということでいかがでしょうか。

今の大きな流れとしては、料金体系の見直しは早急にして、損益が出たらまた改定してもよいというご意見いただいて、理屈上本当にそれでいいんですけども、それができ

るかどうかという議論はもう1回必要かというふうに思っております。部会のほうで持ち帰らせていただいて、それをお示しするということがいかがでしょうか。

< 委員 >

はい、結構です。

< 委員 >

よろしいですか。

今の会長からお聞きしました、いつにするかという問題は、あくまでこれやっぱり臆測なわけです。

先ほど範囲を超えるので、これの中で考えていくというふうにおっしゃいましたけど、やっぱり時期をいつにするかということは、市民に対して、影響力というか、政治的な問題だと私は思います。

私自身も、水道料金が上がると。いや、例えば他の料金が上がるというときに、こういう委員会が開かれたということは頭に入ってきません。入ってくるのは市長はどうなんだというようなふうに普通は受け止められます。

だから料金が上がるということは、市長は何をしているのか、どのような経営をしているのかというふうに受け止められるのが普通だと私は思います。私見ですが。

ということで、時期をいつにするかというのは、必ずと言っていいほど政治的な問題が絡んでくると私は見えています。ですから、早めに手当をして、かつ、補填をどうするかという問題を、この経営審議会から市長に提言をするというふうな方向性が大事なかと、私はこのように思います。以上です。

< 会長 >

貴重なご意見ありがとうございます。最終的に政治的というのはおっしゃる通りで、改定問題というのは議会承認が絶対必要なもので、まさに政治です。市長が提案されて議事に諮ることが当然必要です。経営審議会というのは、理を尽くして、議論した上で市民委員の方々の実感を踏まえて、最終結論を出すという役割ですので、今おっしゃった通りのご理解で間違いないと思います。

今、種々いただいた意見を、部会でもう一度検討し、文言的にはどう出すかというのを、最終の審議会のところでご提示したいと思います。

よろしいでしょうか。

< 委員 >

ありがとうございます。

最後になるかも知れませんが、今日、経営にとって何かプラスの方向はないかというところをいろいろ考えまして、そうすると、水を売ろうということですので、水を何のために売ることかという時に、目的があれば売りやすいということで、今日、私見本をお持ちいたしました。事務局の前にあります。防災用に、備蓄水を作ったらどうかと考えました。いろいろ、少し私の分かる範囲内で調べたところ、水道料金そのものは、ペットボトルの金額から比べると、かなり低いというか、もうほとんどタダみたいなもので、ペットボトルの値段というのは、数百倍になってるわけです。

ですから、これを防災という形で、先日、事務局と話したときに、すでにもう出来ているということで、見せていただきましたが、それを防災用の形で販売すれば、市民の理解を、得やすいというか、ペットボトルの水は、使わないという、買わない、飲まないという方も、実際問題、水道水というのは、冷蔵庫に入れても3日から1週間程度ということですので、そうすると、防災には役立ちません。そういうペットボトルの水道水を、今、作られているのはここにありますが「きんたくんの力水」ですか。こういう災害用備蓄水となっている、これをもっと推進するというのはいいのではないかと思います。

そうすると、財政的に、私の試算からいきますと、数千万円ぐらいにはなるのではないかと思います。

財政は確か令和16年度に赤字になりますよね、キャッシュフローが。それを穴埋めできるぐらいは稼げるのではないかというお話です。以上です。

<会長>

はい、ありがとうございます。

かなり重要な論点を時間かけて今ご議論いただいたので、他のところあまり見ておれませんが、議事1、議事2に対して、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

<委員>

いいですか。

<会長>

どうぞ。

<委員>

細かいところまで、なかなか我々も最後まで目は通ってないですが、ただ大きなお話としては、この水道の件については、やはり老朽化というのがこれもう避けて通れないわけです。

人間の体でいうと全快することはおそらくもうないだろうと。ですから、いかにできるだけ健康な状態を少しでも長く保つための、非常に微妙なコントロールというか、そういうところの範囲で、いろいろ今、調整をしていただいているという感じで受け取っています。

だから、根本的にこうすれば、抜本的に解決するというようなことは多分、あり得ない話だろうと思います。

ただ、その中でやっていただかざるを得ないので、そのこのところについては、またいろいろとご審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

<会長>

はい。今のお話は実際に使われている方々としては、ご心配なところだと思います。ただ高度成長期前から今に至るまで、これ全国の自治体でほぼ同じ水道の問題です。設備の老朽化問題。それをおそらく私は、川西市においては、水道局関係の職員というのは、かなり矜持をもって維持管理をされてきていると思います。

そもそもこういう審議会を本当に時間かけてしていること自体、そういう姿勢だと思っていますので、今のご懸念は、審議会としては、老朽化問題について真摯に対応して欲しいというご意見として、承っておきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

他には何かございますでしょうか。

<委員>

料金体系と水道料金の改定ですけど、もう同時にするほうがベストではないかと思えます。

将来的に必ず赤字が出ていますので、これを見過ごすわけにはいきませんので、早め早めの手当というのが大事だと思います。

料金改定するにあたっては市民の理解がいりますので、その辺のアピールも積極的に行って、それから改定に向かっていくというふうに方向性を持ってやっていただきたいと思います。

<会長>

はい、ありがとうございます。

大きな方向は二つありまして、それぞれにやっぱり理屈があって、今のご意見も、貴重なご意見として承って、部会のほうに活かしたいと思います。

他にはよろしいでしょうか。

本日論点は、焦点絞られて議論してきましたが、非常に重要なことでしたので、市民委員の方々はじめ、十二分に議論を尽くしていただいたというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

【 3 . 閉会】

< 会長 >

それでは、本日は以上で閉会いたします。皆さまどうもご苦労さまでした。それでは、事務局にお返しします。それでは事務局にお返しします。

< 事務局 >

皆さま長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡を行います。

次回の全体会議となる第3回審議会は令和4年9月開催予定となっております。詳しい日程については、改めて調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

場所は本日同様、市役所4階庁議室、Web会議システム併催で行いますので、日程調整についてよろしくお願いいたします。

なお、第5回部会については、翌月7月28日木曜日に開催予定です。よろしくお願いいたします。

事務連絡としては以上となります。どうもありがとうございました。